

仕様明細：警備業務

1. 業務内容

- (1) 警備室業務
- (2) 巡回警備業務
- (3) 交通整理業務
- (4) 南玄関出入管理業務
- (5) ドクターへリ対応業務

2. 業務実施体制及び配置条件

(1) 業務実施体制

以下を基本とし、乙の業務計画に基づいて配置する。

業務日	業務時間	ポスト数
全暦日	8時00分～翌8時00分	3ポスト以上
	20時00分～翌5時00分	1ポスト以上
診療日	8時00分～17時00分	1ポスト以上

- ・時間外業務については、別途協議とする。
- ・労働基準法に準拠した体制とする。
- ・「診療日」とは、月曜日から金曜日までの平日を指し、土曜日、日曜日、国民の祝日及びその振替休日、並びに年末年始（12月29日から1月3日まで）を除くものとする。

(2) 従事者の配置条件

従事者は、施設の特殊性についてよく理解し、全ての来訪者に対してホスピタリティのある対応ができる、警備業法第21条に定める警備員教育等、業務を実施する上で必要な教育訓練を受けている者とする。

3. 業務実施要領

(1) 警備室業務

- ①警備室には、常時1名以上配置する。
- ②来訪者に対して各種案内を行う。
- ③不審者発見時は、甲の監督職員に報告し、状況に応じて監視又は排除等の処置を行う。
- ④禁止事項を行う来訪者に対して警告し、中止を求める。
- ⑤業者等に対して名簿の記入を依頼し、腕章の交付及び回収を行う。
- ⑥時間外、休日における郵便物の受取り及び仕分けを行い、甲の監督職員への報告を行う。

- ⑦拾得物の受けつけ及び処理を行い、甲の監督職員への引継ぎを行う。
- ⑧館内マイク放送を行う。
- ⑨医師の緊急呼び出しに関する連絡を行う（ドクター・ハリー）。
- ⑩鍵の保管及び関係者への貸出しを行う。
- ⑪緊急時（火災等）の各種連絡、通報を行う。
- ⑫警備室に設置された監視機器による施設内の監視を行う。
- ⑬監視機器が異常を感知した場合は現地に急行し、必要に応じて看護師等職員への連絡及び対応補助を行う。
- ⑭施設内で暴力行為が発生した場合は、現場へ急行し、加害者の確保及び関係者からの事情聴取を行う。
- ⑮入院患者等からの依頼に応じて両替を行う（駐車場、テレビカード、公衆電話等の料金）。
- ⑯入院患者の所持品の盗難、紛失等が発生した場合は、状況確認及び被害者本人が被害届を作成する際の手助けを行う。
- ⑰病院の要請があった場合は、光化学スモッグに関するのぼりを設置する。
- ⑱緊急車両出入時の誘導及び歩行者の安全確保を行う。
- ⑲日報等各種報告書類の作成を行う。
- ⑳インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症等の感染症が流行し、感染者数が一定水準を超えるなど院内感染対策の強化が必要と判断される場合、警備員が院内入口において来院者へマスク着用の声かけを行う。
- ㉑休日において、職員がSPD倉庫にて材料を取り出す際、警備員は鍵の貸出および立ち会いを行うものとする。なお、材料の探索等については、職員からの要請があった場合に限り、可能な範囲で補助を行う。
- ㉒甲の指示に基づき駐車場料金の減免処理を行う。
- ㉓患者の離院が発生した場合には、乙は甲の指示に基づき、監視カメラの映像確認並びに院内及び周辺区域の巡回を行うこと。

(2) 巡回警備業務

[基本事項]

- ①予防巡回により、異常の早期発見、緊急時の迅速な対応を実現し、秩序の適正維持を図る。
- ②巡回中は、積極的な声かけを行い、不審者の排除とサービスの向上を図る。
- ③禁止事項を行う来訪者に対して警告し、中止を求める。
- ④診療日について正面玄関は8:00開錠、18:00施錠、南玄関は18:00開錠、8:00施錠とし、休診日について正面玄関は常時施錠、南玄関は常時開錠とする。また各室の使用時間に応じて施錠、解錠を行う。
- ⑤随時巡回は、防犯上最も有効となるように時間、経路を固定せず、目的ごとに

設定した重要ポイントを巡回する。

- ⑥ 粗暴行為、器物破損、騒音等の不法行為者及び潜伏者を発見した場合は、制止又は退去勧告を行う。
- ⑦ 公衆電話、自動販売機コーナー等、金品の盗難のおそれがある箇所においては、釣銭等の盗難行為の予防、警戒等の処置を行う。
- ⑧ 松葉杖、車イス利用者等の介助を必要とする方への手助けを行う。
- ⑨ 拾得物は、甲の監督職員への引継ぎを行う。
- ⑩ 迷子を発見した場合は、保護した上で付近への呼びかけ、受付窓口への届出等の処置を行う。
- ⑪ 出入口前での無許可のビラ配り、営業行為等の排除を行う。許可されている場合は、来訪者の通行の妨げとならないような配慮を要請する。
- ⑫ 雨天時は、館内への傘の持込み方法に関する呼びかけを行う。
- ⑬ ごみ回収等、施設周辺の美化活動を隨時行う。
- ⑭ 8時30分から16時30分の間は、適宜1階ロビー付近、2階外来全域、西側駐輪場における巡回を行う。
- ⑮ 夜間の救急外来周辺においては、定期巡回及び監視機器による重点警戒を行う。
- ⑯ 夜間の北駐車場においては、警戒巡回を実施して病院職員の安全確認を行う。
- ⑰ 不審な点を発見した場合は、その原因が明らかになるまで異常なしの判断を下さない。
- ⑱ 緊急事態発生時は、直ちに巡回を中止し、事態の沈静後に再開する。
- ⑲ 上記以外の巡回時の確認事項を以下に例示する。異常を発見した場合は、甲の監督職員に報告し、迅速な対応を行う。
 - ・非常、誘導ランプ及び消防設備における赤ランプの球切れの有無
 - ・蛍光灯、アップライト、ダウンライト等の球切れの有無
 - ・消火栓、防火戸、防火シャッター及び避難経路等の周辺の障害物の有無
 - ・消火器の位置及び状態
 - ・火気使用場所での火気の使用状況及び後始末状況
 - ・トイレ、ごみ箱の中、柱の影、バルコニー等の不審物の有無
 - ・床や壁の破損の有無
 - ・共用部（通路、ロビー等）における許可外の設置物の有無
 - ・ポスター、張り紙、看板等許可外の掲示物の有無
 - ・施設内での落書き等の有無
- ⑳ 巡回警備は、本館、新館、別館および敷地全般を対象とし、各建物の共用部、主要出入口、夜間出入口、非常口、エレベーターホール、階段、駐車場並びに外周部を巡回対象とする。詳細な巡回ルートおよび巡回方法については、業務開始後、甲の指示により定めるものとする。

[館内巡回]

館内巡回時の重点実施事項を以下に例示する。異常を発見した場合は、甲の監督職員に報告し、迅速な対応を行う。

- ① 喫煙行為に対して注意、指導を行う。
- ② 携帯電話使用場所以外での携帯電話使用行為に対して注意、指導を行う。
- ③ 照明の消灯及び点灯の確認を行う。
- ④ エアコン、ポット等を確認し、不要な機器に電源が入っていた場合は、電源を切る。
- ⑤ 各室のドア、窓等の施錠忘れの有無を確認する。施錠忘れについては、その場所を記録し、甲の監督職員に報告する。
- ⑥ 水廻り、トイレ等の蛇口の閉栓を確認する。
- ⑦ 各ドアの破損やがたつき等の有無を確認する。

[外周巡回]

外周巡回時の重点実施事項を以下に例示する。異常を発見した場合は、甲の監督職員に報告し、迅速な対応を行う。

- ① 外部からの侵入に利用されるおそれのある建物については、構造を把握し、隣接する建物、外壁等に対する異常の有無を点検する。
- ② フェンス等の破損箇所の有無を確認し、発見時における周辺の確認、応急処置及び早急な修理要請を行う。
- ③ 迷惑駐輪を行う者に対しては、適切な指導を行うこと。
また、長期間放置されている自転車及びバイクについては、その状況を把握した上で、一定期間経過後に警察への盗難照会を行い、盗難車以外のものについては、甲の指定する置場へ移動させること。
- ④ 駐輪場の整理整頓を行う。
- ⑤ 屋上、ベランダ等の設置物に対する落下防止処置の異常の有無を確認する。

(3) 交通整理業務

- ① 正面車両進入口、玄関、サービス専用出入口、駐車場等において、適宜警備員の配置又は巡回を行い、交通事故の防止及び駐車場の秩序維持に努める。
- ② 状況に応じて駐車規制及び交通整理を行う。
- ③ 車両の誘導及び歩行者の安全確保を行う。
- ④ 駐車車両を確認し、長期間駐車、放置されている車両の把握を行う。
- ⑤ 駐車スペース以外に駐車している車両の運転手に対して指導を行う。
- ⑥ 駐車場入構ゲートが故障した場合は、一時対応を行う。
- ⑦ トラブル発生時は、必要とされる各種対応を行う。

(4) 南玄関出入管理業務

- ① 18時00分から翌8時00分までの間は、1階南玄関付近に常時1名以上配置し、

時間外窓口対応を行う。

- ② 来訪者に対して各種案内を行う。
- ③ 不審者発見時は、甲の監督職員に報告し、状況に応じて監視又は排除等の処置を行う。
- ④ 入退館者に対して面会等受付用紙の記入を依頼する。
- ⑤ 面会時間外(面会時間は毎日 14:00～17:30。ただし受付は 17:00 まで。)の来訪者については、原則時間厳守を説明した上で訪問先、用件等を確認する。訪問先の担当者に確認し、入館が許可された場合は、来訪者の入館手続きを行う。

(5) ドクターヘリ対応業務

ドクターヘリによる患者の搬送時には、医師に随行して院内における所定の補助業務(EV 操作、院内誘導等)を行う。

4. 災害及び事故発生時の対応

別途定められた緊急連絡体制図に基づき、甲の監督職員への連絡及び警察等関係機関への通報を行う。

以下の緊急事態の対応は、通常業務に優先して行う。

- (1) 火災発生時の初期消火活動
- (2) 不法行為者に対する処置
- (3) 傷病者に対する救護
- (4) 避難誘導
- (5) 現場保存と立入規制
- (6) 群衆の整理
- (7) 被害の拡大防止
- (8) 各種設備機器の制御操作

※緊急時対応の結果については、隨時口頭にて報告し、事態の収束後に詳細をまとめた報告書を提出する。